

答申の概要

1 審査会の結論

令和5年10月31日に市長より諮問を受けた事案番号1から73までの投稿について、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号。以下「条例」という。）第1条に規定する人権尊重のまちづくりを推進するため、条例第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずることは、条例の要件を充たしており、妥当である。

必要な具体的措置としては、サイトの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

また、これらの投稿について前記措置を講じたときは、同条第2項の規定に基づき、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の趣旨の記載をした表現について公表を行うことが適当である。

- ・「さっさと●●（特定の国名）へ帰って」という趣旨の表現（事案番号1）
- ・「日本から出てけ」という趣旨の表現（事案番号2）
- ・「祖国へ帰ったらいかがでしょうか」という趣旨の表現（事案番号3）
- ・「日本からはとっとと出て行け」という趣旨の表現（事案番号4）
- ・「在日は日本にいない人間。密航者で日本の福祉にたかって生きる外人なんかいらん」という趣旨の表現（事案番号5）
- ・「日本じゃなくてもいいから出て行け」という趣旨の表現（事案番号6）
- ・「とっとと祖国の××××（特定の地域名）に帰ればいだけじゃん」という趣旨の表現（事案番号7）
- ・「日本から消えろ」という趣旨の表現（事案番号8）
- ・「とっととお帰りください」という趣旨の表現（事案番号9）
- ・「安心して生きていきたいのならば、祖国に帰れよ」という趣旨の表現（事案番号10）
- ・「さっさと帰ってどうぞ」という趣旨の表現（事案番号11）
- ・「帰れよ」という趣旨の表現（事案番号12、14、15、22、32及び56）
- ・「帰れ」という趣旨の表現（事案番号13）
- ・「祖国へお帰りになったらいかがですか」という趣旨の表現（事案番号16）
- ・「◆◆◆◆◆（誹謗中傷する表現）のゴミ」という趣旨の表現（事案番号1

- 7)
- ・「さっさと帰れよ」という趣旨の表現（事案番号18）
 - ・「差別国家からは今すぐ逃げ帰るべきだろ」という趣旨の表現（事案番号19）
 - ・「また迷惑かけてんのかクソ在日しねばいいのに」という趣旨の表現（事案番号20）
 - ・「一刻もはやく帰国しろよ」という趣旨の表現（事案番号21）
 - ・「帰るべき国があるのだから 帰ればいいだけ」という趣旨の表現（事案番号23）
 - ・「自分の国に帰って欲しい」という趣旨の表現（事案番号24）
 - ・「在日を排除すれば良いだけ」という趣旨の表現（事案番号25）
 - ・「在日は義務果たしに帰国しなさい」という趣旨の表現（事案番号26）
 - ・「帰れ」及び「さっさと帰れ」という趣旨の表現（事案番号27）
 - ・「差別されるとこから一刻も早く出られることをお勧めしているんです」という趣旨の表現（事案番号28）
 - ・「日本が気に入らないなら帰るしかねえじゃん」という趣旨の表現（事案番号29）
 - ・「日本が嫌なら祖国に帰ったらいいのに」という趣旨の表現（事案番号30）
 - ・「さっさと帰れ」という趣旨の表現（事案番号31及び35）
 - ・「国籍国に帰るべき」という趣旨の表現（事案番号33）
 - ・「帰れって」という趣旨の表現（事案番号34）
 - ・「さっさと国へ帰れよ」という趣旨の表現（事案番号36）
 - ・「さっさと国へ帰ってくれ」という趣旨の表現（事案番号37）
 - ・「祖国にお帰りください」という趣旨の表現（事案番号38）
 - ・「あなたの居場所は●●（特定の国名）よ」という趣旨の表現（事案番号39）
 - ・「おかえりもらわんとな」及び「△△△△（特定の民族に対する蔑称）共は一匹足りとも必要ない」という趣旨の表現（事案番号40）
 - ・「日本にはいない人なので」という趣旨の表現（事案番号41）
 - ・「頼むから帰って下さい」、「母国が大変なので帰って下さい」、「金やるから帰って下さい」、「強制送還」及び「帰ってもらうべき」という趣旨の表現（事案番号42）
 - ・「祖国へ永住を断行してください」という趣旨の表現（事案番号43）
 - ・「祖国に帰れば良いて話なんだが」という趣旨の表現（事案番号44）
 - ・「恥ずかしい民族」、「劣等民族」、「◎◎（特定の人々に対する差別的表現）」及び「馬鹿民族」という趣旨の表現（事案番号45）

- ・「□□□□人◇◇◇人（特定の民族名）やら扇動して襲わせるか」という趣旨の表現（事案番号46）
- ・「今すぐ国内在住●●人（特定の民族名）を皆殺しにしろや」という趣旨の表現（事案番号47）
- ・「出てけ」という趣旨の表現（事案番号48）
- ・「出ていけ」と言うのは当然」という趣旨の表現（事案番号49）
- ・「祖国に帰れ」、「不法滞在するな」、「日本に住むな」、「日本に住む権利がないだろ」及び「日本から出て行け」という趣旨の表現（事案番号50）
- ・「日本国民で監視しましょう」、「監視して、隠し撮りして、こいつの動向を、全て晒しましょう」及び「目には目を、歯には歯を、アンフェアには、アンフェアを」という趣旨の表現（事案番号51）
- ・「嫌なら国帰れよど正論だろうが」という趣旨の表現（事案番号52）
- ・「祖国へ帰れと言うのは、差別的な発言ではなく、妥当な措置の提案だろ」及び「日本人に合わない文化に固執するなら、日本から出ていけというのは至極真っ当な意見」という趣旨の表現（事案番号53）
- ・「日本を害するなら帰れと言っはいけないことなど何一つない」という趣旨の表現（事案番号54）
- ・「祖国で幸せに暮せば良いじゃんってのは正論」という趣旨の表現（事案番号55）
- ・「おまえが帰ればいだけだろ」という趣旨の表現（事案番号57）
- ・「さっさと帰れと言ってるだけ」という趣旨の表現（事案番号58）
- ・「職員には人権がないから処分するしかない」、「可能な限り早く帰国されることが望ましい」及び「祖国へ帰れと言われても仕方がない」という趣旨の表現（事案番号59）
- ・「祖国に帰れ」は差別やヘイトスピーチではなく、反社会的な外国人への普遍的な対応だろ」という趣旨の表現（事案番号60及び68）
- ・「祖国へ帰れ」という趣旨の表現（事案番号61及び69）
- ・「三世は帰らないといけないんじゃないの」という趣旨の表現（事案番号62、64及び70）
- ・「いやなら祖国へ帰れ」という趣旨の表現（事案番号63）
- ・「祖国へ帰れと言われて怒るのは××人（特定の民族名）ぐらいだ、普通はハイそうですかと帰るけどな」という趣旨の表現（事案番号65）
- ・「腐れ××人（特定の民族名）」、「犯罪者の子孫」、「日本から出て行け」及び「下等生物」という趣旨の表現（事案番号66）
- ・「在日が帰国すれば祖国の力になるから、帰れと言っているんだだろうが」という趣旨の表現（事案番号67）

- ・「安全で差別のない祖国にお帰りというのは、当然では」という趣旨の表現（事案番号71）
- ・「祖国に帰ったら良いだろというのが、なぜヘイトになるんだろうね。ヘイトというよりは、自分にとって都合の悪い意見に過ぎないだろ」という趣旨の表現（事案番号72）
- ・「日本国に馴染めないのなら帰るなり死ぬなりお好きにどうぞ」という趣旨の表現（事案番号73）

2 審査会の判断

(1) 条例の目的とインターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表

条例第1条は、「この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする」と規定している。したがって、インターネット等を利用する方法による本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する表現の内容の拡散防止措置及びそれに関する公表を定める条例第17条第1項及び第2項も、第1条にいう川崎市における人権尊重のまちづくり（条例の前文では、これを「全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくり」と規定している）を推進する観点から解釈し、適用されるべきである。

(2) 条例第17条第1項の該当性の判断に当たっての考慮要素について

インターネット表現活動が条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するかどうかの判断に当たっては、条例の目的である川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえて、法務省人権擁護局が作成した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に係る参考情報」に記載されている「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」、「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と本邦外出身者を著しく侮蔑する」及び「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」の3類型に該当するかについて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断することが適当である。

また、条例第17条第1項第2号アの「表現の内容が特定の市民等を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当するかどうかの判断に当たっても、条例の趣旨を踏まえて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮することが適当である。

(3) 諮問された事案の条例第17条第1項の該当性について

事案番号1から73までの投稿は、インターネット上の電子掲示板又はブログサイトへ投稿又は転載されたものであり、条例第17条第1項の「インターネット表現活動」に該当する。また、市の区域内で行われたことが明らかでないので、同項第2号の「市の区域外で行われたインターネット表現活動（市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）」に該当する。

また、当該投稿は、いずれの投稿も特定の市民を対象としたものであり、条例第17条第1項第2号アの「表現の内容が特定の市民等を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当する。

ア 事案番号1から16まで、18から39まで、41から44まで、48から50まで、52から58まで、60から65まで、及び67から73までについて

当該投稿は、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動するものであるから、条例第1条が定める川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえれば、条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

イ 事案番号17及び45について

当該投稿は、本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と本邦外出身者を著しく侮蔑するものであるから、条例第1条が定める川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえれば、条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

ウ 事案番号40及び66

当該投稿は、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動するものであり、また、本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と本邦外出身者を著しく侮蔑するものであるから、条例第1条が定める川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえれば、条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

エ 事案番号46、47及び51

当該投稿は、本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で投稿公然とその生命、身体等に危害を加える旨の告知するものであるから、条例第1条が定める川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえれば、条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

オ 事案番号59

当該投稿は、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動するものであり、また、本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体等に危害を加える旨の告知するものであるから、条例第1条が定める川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえれば、条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

(4) 表現の内容の拡散を防止するために必要な措置について

事案番号1から73までの投稿は、令和5年10月31日時点で、インターネット上で誰でも閲覧できる状態になっているので、その表現の内容の拡散を防止するために、サイトの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

なお、事案番号1から73までの投稿の削除は、各サイトの利用ルールの内容にも沿うものとする。

(5) インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表について

インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表は、どのようなインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかを市民に分かりやすいように行うとともに、公表したもの以外のインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないわけではないことを注記することが適当である。

また、公表を行うに当たっては、インターネットの検索サイトで当該投稿が特定されないように、十分配慮して行うことが適当である。